

鳥栖市監査告示第1号

令和6年1月26日

監査結果報告書

鳥栖市監査委員

川崎 真澄

徳 渕 拓 三

鳥 監 第 1900 号

令 和 6 年 1 月 26 日

鳥栖市長 向 門 慶 人 様

鳥栖市監査委員

川 崎 真 澄

徳 淵 拓 三

定 期 監 査 の 結 果 に つ い て

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定により、市民環境部税務課の定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を別紙のとおり報告します。

なお、今回の監査は、鳥栖市監査委員の 小 石 弘 和(令和 5 年 12 月 31 日退任)、徳 淵 拓 三(令和 6 年 1 月 1 日就任)及び 川 崎 真 澄 が実施しました。

定期監査結果報告

監査の対象	市民環境部 税務課																																															
監査の期間	令和5年12月20日から令和6年1月25日まで																																															
監査の方法	<p>令和5年11月30日現在における財務に関する事務の執行状況及び一般事務の執行状況について、業務システムで管理されたデータ、提出された資料及び帳簿の全部又は一部について照合、確認を行うとともに、関係職員の説明を聴取し実施した。</p> <p>また、前回の監査結果及び業務上想定されるリスクを基に、出納及び契約に係る事務を監査重点項目に設定し、鳥栖市監査基準に準拠し実施した。</p>																																															
監査の結果	<p>今回の監査において改善を求めた事項は次表に示すとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">出納</th> <th rowspan="2">出張</th> <th rowspan="2">補助金</th> <th rowspan="2">契約</th> <th rowspan="2">財産管理</th> <th rowspan="2">その他</th> <th rowspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>収入</th> <th>支出</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指摘事項</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>注意・検討を求める事項</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>留意すべき事項</td> <td></td> <td></td> <td>3</td> <td></td> <td>6</td> <td></td> <td>3</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>6</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>12</td> </tr> </tbody> </table> <p>(指摘事項) 法令等に違反又は不当その他適正を欠く事項と認められるもの</p> <p>(注意・検討を求める事項) 指摘事項に該当しないまでも注意あるいは検討すべき事項と認められるもの</p> <p>(留意すべき事項) 注意・検討を求める事項に該当しないまでも注意喚起すべき事項と認められるもの</p> <p>監査対象の事務については、留意すべき事項はあるものの概ね良好に執行されていた。</p> <p>なお、留意すべき事項については、その内容を部長等に説明をし、注意喚起を行った。</p>	区分	出納		出張	補助金	契約	財産管理	その他	計	収入	支出	指摘事項								0	注意・検討を求める事項								0	留意すべき事項			3		6		3	12	計	0	0	3	0	6	0	3	12
区分	出納		出張	補助金							契約	財産管理	その他	計																																		
	収入	支出																																														
指摘事項								0																																								
注意・検討を求める事項								0																																								
留意すべき事項			3		6		3	12																																								
計	0	0	3	0	6	0	3	12																																								